

プレスリリース [2024年2月7日]

(計1枚)

令和5年度市・都民税納税通知書の送付漏れ及び督促状の送付について

2024年2月1日(木)、市民からの問い合わせにより、令和5年度市・都民税(個人住民税)について、税の更正があった納税義務者に送付すべき納税通知書の送付漏れが判明しました。また、送付漏れにもかかわらず督促状を送付し、一部の納税義務者から個人住民税が納付されていることを確認しました。

■ 対象者及び納付状況

(1) 送付漏れ対象者数 11名

(内訳) 2023年9月28日(木)送付分749件のうち9件

2023年10月26日(木)送付分950件のうち2件

※点検の結果、他に同様の納税通知書の送付漏れはありませんでした。

(2) 督促状送付者数 9名(うち納付済者5名)

■ 原因

対象者の個人住民税の徴収区分を変更しなかったことにより、税システムで納税通知書が作成されず、通知書の送付に漏れが生じました。

■ 今後の対応

納税通知書の送付漏れがあったすべての対象者にお詫びするとともに、納税通知書をお送りします。

今後は、課税業務を行う際に、通知内容及び送付件数をチェックし、複数人で確認することによって、送付漏れの再発防止に努めてまいります。

■ 本件に関するお問い合わせ先

財務部市民税課 課長 黒澤 TEL 042-724-3067